

平成23年度包括外部監査に係る監査結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成24年 8月 8日

佐賀県監査委員 池田 巧  
 // 田中 俊雄  
 // 三竿 博史  
 // 竹内 和教

平成23年度包括外部監査結果及び意見に基づく措置の内容

監査結果及び意見	措置の内容
I 補助金に関する措置状況	
関係所属	新エネルギー・産業振興課
対象補助金名	佐賀県創造等支援拠点活動促進等事業費補助金 (現 佐賀県地域産業支援対策事業費補助金)
補助金に含まれる消費税等の取扱いについて (イ) 提出を求める消費税関係書類について 【監査意見】	(報告書13ページ)
平成14年度の監査にて指摘した事項は改善されている。しかし、添付資料としては税額計算表ではなくて消費税申告書の写しを添付させるようにすべきである。消費税申告書と添付資料の税額計算表は、記載順序や様式は異なるものの記載内容は実質的に同じであるため、所管課が検算する上で違いがないという事務上の理由だけではなく、交付する補助金額を左右する重要な書類という意味で、税務署に提出している税務申告書の写しの提出は必ず求めるべきである。	次回から、補助事業者の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が確定した場合に、税務署に提出している税務申告書の写しの提出を財団法人佐賀県地域産業支援センター（現公益財団法人佐賀県地域産業支援センター）に求めることとする。
対象補助金名	佐賀県中小企業創造技術研究開発費補助金
特定の補助事業者に対する補助金の集中交付について (ア) 補助金の交付履歴等の情報共有について 【監査意見】	(報告書14ページ)
本補助金は廃止されて現存しないものの、民間企	農林水産商工本部内で共有するデータベースの

監査結果及び意見	措置の内容
<p>業を対象とする補助金は存在するため、過去にあったような、数年にわたって、しかも複数の補助金を多額に交付されているながら販売実績がないような事例も起こり得る。このため、本補助金がなくなっても、共通のデータベースを設けることにより補助金の交付履歴等の情報を関係部署相互間で共有できる体制は必要と考える。</p> <p>この点に関して、共通のデータベースの運用状況について確認したところ、現在は整備・運用されていないとのことであった。その理由としては、補助金交付件数が多く他部署と共有するデータベースの構築が実務的には極めて煩雑であること、その反面、過去の事例を踏まえて補助事業の採択時の審査を厳しくすることで対応していることのことであった。</p> <p>しかし、補助事業の採択時の審査に関する明確な規程等が作成されることなく、ただ審査を厳しくしたというだけでは審査担当者の心構えの問題となってしまう適当ではない。共有するデータベースの構築が煩雑なのであれば、その代替策として、所定の様式を作成し、補助金を申請する企業に過去の一定期間を対象とする補助金交付履歴（交付された補助金名と補助金額及びその当該期間の通算額）を提出させること等を検討してはどうか。これは自己申告制となるが、事後的に補助金交付履歴に虚偽や誤りの記載があった場合は、補助金を返還するよう交付要綱に定めることで牽制効果は十分あると思われる。なお、この意見は民間企業を対象に研究開発などの補助対象事業の成果が確認しづらいものを想定しており、全ての補助金にこのような交付履歴を提出させる必要はないと考えられる。</p> <p>結論としては、平成 14 年度における指摘事項の趣旨である、「県全体の補助金が最少で最大の効果を生むような工夫が必要」ということに対しては、現状十分な措置がとられていないと言わざるを得ない。</p>	<p>構築は困難であることから、民間企業対象の研究開発等補助金を所管する部署相互に補助金の交付履歴、補助事業に関する環境の変化状況、交付後の企業化状況等の情報共有を行うために、関係部署間で協議して、統一した様式を作成し、各部署は補助金申請者に補助金交付履歴（申請時）、企業化状況（事業完了後）等の提出を求め、受領後に他部署へ情報提供するとともに、補助金交付履歴等に虚偽や誤りの記載があった場合には、補助金の返還を求めるところを検討する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
関係所属	観光課
対象補助金名	社団法人佐賀県観光連盟補助金
<p>補助事業者に県からの出向者が派遣されている場合の実績報告の審査について</p> <p>(イ) 総括的な分析の実施について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書17ページ)</p>
<p>個々の支出に関する照合手続だけでは、補助対象事業と関係ない支出について支出伺上の記載を補助対象事業の支出とした場合に、その事実を発見できない。個々の支出を照合することも重要であるが、「事業全体として予算編成時は総額いくらで、そのうち主なものはAがいくらとBがいくら・・・だったが、実績ではそれぞれがどうなっているか。特に増加または減少している原因は何か。」というような大局的な視点で分析し、疑問点があれば関連する資料に範囲を広げて内容を確認し、追加の質問をすることも必要である。このような大局的・総括的な分析から入って、必要に応じて特定の支出について詳細な調査を行い、それ以外の部分は無作為に抽出した一部の事業または支出に対して上記のような照合をすることで、重要な部分に対して時間やコストの多くを投入し、重要でない部分にかかる時間やコストを少なくすることが可能となり、有効かつ効率的な審査が可能となる。そもそも審査に当たっては、時間やコストの面で制限があることから、金額的に重要な不正や誤謬や要改善事項を発見することが重要であり、少額な支出に関する誤謬まで漏れなく発見することは極めて非効率であり現実的ではない。上記のような個々の支出に関する網羅的照合手続では、機械的な作業に陥り、矛盾点がないかを考える作業とはなりにくい。結果として、個々の枝葉は見たものの、全体としての木や森の実態が把握できず、「全件チェックしたものの、事後的に問題が発見される」というような事例は少なくない。この点に注意が必要であり、審査上のポイントまたは基本方針として明確にする方が望ましいと考える。本補助金の場合においてこのような大局的・総括的な分析を具体的に行うとすれば、予算編</p>	<p>実績報告書提出時に、事業申請時の項目と比較を行い、属性や方向性の分析を行い、今後につなげることとした。</p>

監査結果及び意見	措置の内容																																										
<p>成時に作成された事業説明書と支出実績に関する取引別明細を照合し、事業別に具体的な活動内容・時期・支出額の整合性を確認することが有効な方法の一つと考えられる。</p>																																											
<p>(ウ) 観光連盟の補助事業の今後のあり方について 【監査意見】</p>	<p>(報告書18ページ)</p>																																										
<p>観光課は、佐賀県総合計画 2007 において「観光客の誘致促進」という施策に取り組んでおり、10年後の目指す姿として「佐賀県の歴史や風土、文化、食、温泉等各種観光資源が評価され、佐賀県に目的を持って観光に訪れる人が増えている。」を目標に掲げている。しかし県が平成 23 年 9 月に公表した「佐賀県総合計画 2007」実績評価では、この施策に対する観光課の評価はC評価（指標も達成されず、取り組みもあまり進んでいない）であった。理由は、宿泊観光客数が目標に届かなかったためということである。</p> <p>この観光客の誘致促進に関する具体的な取り組みは、社団法人佐賀県観光連盟補助金の補助事業者である社団法人佐賀県観光連盟（以下、観光連盟とする。）が中心となっており、平成 18 年度から平成 22 年度の観光連盟の補助事業の内容は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="148 1393 783 2054"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光誘致宣伝 推進</td> <td>9,590</td> <td>5,064</td> <td>6,519</td> <td>12,075</td> <td>10,090</td> </tr> <tr> <td>外国人観光客 誘致対策</td> <td>6,340</td> <td>6,518</td> <td>10,177</td> <td>6,444</td> <td>3,973</td> </tr> <tr> <td>観光情報提供 事業</td> <td>22,851</td> <td>21,517</td> <td>19,504</td> <td>13,192</td> <td>12,276</td> </tr> <tr> <td>全国広域観光 振興事業費</td> <td>4,150</td> <td>2,905</td> <td>2,490</td> <td>1,245</td> <td>1,245</td> </tr> <tr> <td>ファミリーツーリズム 推進事業</td> <td>-</td> <td>27,699</td> <td>22,625</td> <td>16,794</td> <td>6,862</td> </tr> <tr> <td>事業費補助金 計</td> <td>42,931</td> <td>63,703</td> <td>61,315</td> <td>49,750</td> <td>34,446</td> </tr> </tbody> </table>		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	観光誘致宣伝 推進	9,590	5,064	6,519	12,075	10,090	外国人観光客 誘致対策	6,340	6,518	10,177	6,444	3,973	観光情報提供 事業	22,851	21,517	19,504	13,192	12,276	全国広域観光 振興事業費	4,150	2,905	2,490	1,245	1,245	ファミリーツーリズム 推進事業	-	27,699	22,625	16,794	6,862	事業費補助金 計	42,931	63,703	61,315	49,750	34,446	<p>観光客の誘致については、観光を取り巻く状況を的確に把握し、状況にあった事業を実施していくこととした。</p>
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度																																						
観光誘致宣伝 推進	9,590	5,064	6,519	12,075	10,090																																						
外国人観光客 誘致対策	6,340	6,518	10,177	6,444	3,973																																						
観光情報提供 事業	22,851	21,517	19,504	13,192	12,276																																						
全国広域観光 振興事業費	4,150	2,905	2,490	1,245	1,245																																						
ファミリーツーリズム 推進事業	-	27,699	22,625	16,794	6,862																																						
事業費補助金 計	42,931	63,703	61,315	49,750	34,446																																						

監査結果及び意見	措置の内容
<p>観光連盟の事業報告書に読むと、各事業規模のウェイトを変更したり PR に使うメディアの選定等を考慮したりすることで、佐賀での宿泊観光客数を増加させるため、大きな努力を払っていることが良く分かる。しかし、県内観光資源の集客力や景気、天候といった観光課、観光連盟等ではコントロールできない要因の影響が大きいことも事実である。</p> <p>観光課、観光連盟が予算の縮減という厳しい環境の中、実施方法等を検討し、宿泊観光客数の増加のための事業を実施してきたこともあり、世界経済の急速な減速や新型インフルエンザの流行に見舞われたこの数年にありながら宿泊観光客数を微減に止めることができたと考えることもできる。ただ、観光課の観光客の誘致促進という施策の実績評価が結果としてC評価であったことを考えれば、毎年の宿泊観光客の増加という目的やこれを達成するため観光課、観光連盟が行なっている事業内容等については、見直しを含め今後も引き続き観光を取り巻く状況等を的確に把握し、迅速に対応していく必要があると思われる。</p>	
関係所属	社会教育・文化財課
対象補助金名	佐賀県文化財保存事業補助金
<p>補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて</p> <p>(7) 他の補助金の交付要綱との整合性について</p> <p>【監査意見】</p>	(報告書21ページ)
<p>本補助金の現行の交付要綱には、上記②の1)の消費税相当額の減額申請及び上記2)の減額した場合の返還に関する定めは記載されていない。その理由は、佐賀県としては国の動向を勘案しながら対応することとしていたが、国の取り扱いに変更がなかったためである。結果的には、前回の監査以降消費税の課税事業者が本補助金の補助対象者になったことはないということであった。</p> <p>しかし、本補助金において消費税の課税事業者も補助対象者となる場合はありうるし、また、佐賀県の他の補助金の交付要綱には、これらの定めが記載されているものもある。消費税申告で税額控除され</p>	<p>国の取扱いの変更があれば、直ちに交付要綱の見直しを行うべく、今後も国の動向を注視していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>た部分について補助金を交付することが妥当でないことは間違いがなく、本補助金においても国の取り扱いの変更があれば直ちに交付要綱の見直しを行うべく、今後も国の動向を注視していく必要がある。</p>	
<p>関係所属</p>	<p>商工課</p>
<p>対象補助金名</p>	<p>佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金（現 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金）</p>
<p>補助事業者に対する決算書提出義務について 【監査意見】</p>	<p>（報告書26ページ）</p>
<p>交付要綱第14条には、佐賀県補助金等交付規則第12条に規定する実績報告書は、様式第9号のとおりとするとの規定がある。この様式第9号では、「3 事業の効果」として効果を補助事業者が県に報告する形式になっており、「(注) できるだけ客観的指標に基づいて記載し、特に補助申請当初に意図していた事業効果が発現されるのか、期待できるのかという観点から記述すること。」と注意事項が記載されている。</p> <p>実績報告書を通査したところ、交付要綱が求めるように実績や成果を報告している補助事業者もいたが、毎年同様の1行程度の定型的な文言を記載している補助事業者も散見された。</p> <p>当該補助金は、商工会及び商工会議所の行う小規模事業者の経営の改善発達のための事業等の促進等のための商工会や商工会議所への運営費補助であり、効果や成果の測定が困難な補助金である。従って、補助事業者自身に当該補助事業の効果を報告させることは県にとって有意義なはずであるが、事業効果に関する報告は上記のとおりで、県もそれを受理していた。結果として、交付要綱の意図するところが果たされていなかったことになり、県は補助事業者に対し、事業効果の具体的な報告を行うよう指導を徹底するべきであった。</p> <p>なお、現在は補助金の申請時に当年の目標を掲げ、実績報告時にその目標の達成状況を報告させるように指導しているとのことである。</p>	<p>平成23年度から、様式を定め、事業効果を具体的に報告させるよう改めた。</p> <p>まず、補助金の申請時に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工団体内における小規模事業者の現状と課題</li> <li>・ その課題に対する具体的な支援の取組</li> <li>・ 本年度の目標</li> </ul> <p>の提出を求め、目標の達成状況を客観的に把握できるようにした。</p> <p>そして、補助事業の完了後の実績報告で、目標の達成状況を報告させ、県と商工団体とで活動状況を検証できるようにした。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
対象補助金名	佐賀県伝統的工芸品産業後継者育成事業費補助金 (現 佐賀県伝統的工芸品後継者育成事業費補助金)
実績報告の審査について (イ) 県における検査の実施について 【監査意見】	(報告書 28 ページ)
平成 14 年度の監査にて指摘した事項は改善されているが、必要に応じて、国の検査に対して県がフォロー検査をすることが望ましいと考える。具体的には、2 月下旬から 3 月の間に実施される補助事業の活動がある場合に、その事業実施の前に国が検査をすると、国の検査対象外となる部分が生じるので、この部分について、事後的に県がその部分を検査する、というものである。なお、このようなフォロー検査は、実績報告の内容を確認して、未検査の金額が多額な場合に限り、臨時的に行えば十分であり、確認方法も必ずしも現場に出向く必要はなく、口答や書面の FAX での確認など簡便的な方法もとりうると考える。	国の補助金交付を前提として実施している事業であるが、県としても検査確認は必要であることから、今後、現地に出向いて、国の検査に同席する若しくは国の検査終了後に、国が未検査の部分についてフォロー検査を実施することとする。
関係所属	雇用労働課
対象補助金名	佐賀県認定職業訓練運営費補助金
補助対象経費の妥当性について (ア) 補助金交付申請書の妥当性検証について 【監査意見】	(報告書 31 ページ)
平成 22 年度の武雄職業訓練運営会の交付申請書には、補助対象の 2 号経費（下記参照）として「土地借り上げ・パソコンリース料」として 100,000 円が支出予算として計上されていた。実績報告書には「決算額 71,110 円：印刷機（プリンター） 蛍光灯 マウス」と記載され、土地借り上げ料は計上されておらず、この決算額（実績額）に基づき補助金は最終的に確定したことから、結果として問題なかったことになる（申請時の誤りと思われる。）。しかし、当初の申請時点で内容を確認し、土地借り上げ料が誤りであれば修正を指導すべきである。なお、下記の補助対象経費の各項目についても、その範囲の妥当性を検討したが、特に問題はなかった。 ・ 職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当（1 号経費）	今回の事例については、「土地借り上げ料」の実際の支出がなされており、本来であれば実績報告書に記載すべきであったが、確認が不十分であった。今後の対応としては、申請書および報告書の支出経費の内容について事業者を確認するなど、十分な審査を行っていく。

監査結果及び意見	措置の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>機械器具等の設備に要する経費並びに建物の賃借料・維持費（2号経費）</li> <li>合同学習に要する経費（3号経費）</li> <li>教科書その他教材の教材に要する経費（4号経費）</li> <li>IT機器訓練に係る職業訓練指導員、講師の謝金・手当、IT機器訓練に係る施設・IT機器の借上料・維持費等（5号経費）</li> <li>その他知事が必要かつ相当と認める経費（6号経費）</li> </ul>	
関係所属	こども未来課
対象補助金名	私立学校運営費補助金 （現 私立学校・高等学校運営費補助金、 現 私立幼稚園運営費補助金）
経費削減と2分の1上限額の関係について (ア) 運営費補助金の配分基準の基本的な方針 <b>【監査意見】</b>	(報告書42ページ)
<p>現行（平成23年度）の交付要綱上、幼稚園の運営補助金については2分の1の上限に関する定めがないが、高等学校及び中学校の運営費補助金については調整割の最終調整という項目で2分の1の上限を定めている。</p> <p>補助金への過度の依存を回避するためには必要な制限との考えは妥当性がある。他方で、2分の1の上限は、平成16年度の監査で指摘があったような矛盾もある。ひとつの考え方であるが、運営費補助金の配分基準の基本的な方針として、下記のような整理を行うと合理的ではないだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則的な配分基準として、生徒数割を位置付け、この生徒数割には上限を設けない。</li> <li>原則的な配分基準を補足・修正する基準の1つとして、経費割を位置付け、この経費割には当該支出額の一定割合（例えば2分の1）などの上限を設けるか、教職員・校舎・教室・グラウンドなど生徒数に単純に比例して発生するものでない特定の支出項目について個々に上限を設ける。</li> <li>原則的な配分基準を補足・修正する基準の1つとして、この調整割には上限を設けない。</li> </ul>	<p>私立中学校・高等学校の運営費補助金は、補助対象経費の2分の1を補助の限度額としている。</p> <p>私立学校の健全な発展を図るためには私立学校の自主性を尊重する必要がある、仮に、限度額を撤廃した場合、補助金依存率の非常に高い法人がでる可能性があるなど、私学の独自性が失われることも考えられる。</p> <p>このため、私立学校振興助成法の規定（国が大学等に経常的経費の補助金を交付する場合の上限2分の1以下）を準用している。</p> <p>監査意見にあるような考え方については、他県の実態も参考にしながら引き続き検討したい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>園児数割（幼稚園）について</p> <p>(ア) 学則定員の 105%の余裕枠の設定</p> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書 4 4 ページ)</p>
<p>実在籍園児数が定員の 105%を超えた場合の減額調整は廃止されているが、このような定員の 105%という考え方は、高等学校の運営費補助金の調整割に依然として残っている。これは定員超過による減算・加算措置というもので、生徒数が学則定員の 105%を超過した場合、「学則定員の 105%を超過した生徒数 × 県予算単価」を定員 105%超の学校で減額し、定員以下の学校に加算（再配分）する。5%の余裕枠を設けることの妥当性について問題は残っており、引き続き検討が必要と考える。</p>	<p>生徒数が学則に定めた収容定員を超えるような場合には、1 学級の生徒数が多くなり教育環境が悪化することが考えられるため、定員管理は適切に行う必要がある。</p> <p>しかし、私立の入学生は、公立や他県私立との併願をしている生徒がほとんどであり、どのくらいの合格者を出すか非常に難しいところがある。</p> <p>このため、生徒数が学則定員を超過した場合でも 5%の余裕を設けているところである。</p> <p>余裕枠の設定や 5%の妥当性については、他県の状況を参考にするなど引き続き検討したい。</p>
<p>定員について</p> <p>(ア) 定員の充足率</p> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書 4 5 ページ)</p>
<p>平成 22 年度（平成 22 年 5 月 1 日時点）における、実員と定員は下記のとおりである。なお、表中の充足率とは実員を定員で除して算定しており、充足率が 100%を超えると実員が定員を超えていることを示す。</p> <p>充足率が 100%を超えている高等学校及び中学校はないが、一部の幼稚園は 100%を超えている。100%を超える幼稚園のうち最も充足率が高いのは鳥栖カトリックで 106.7%である。</p> <p>この点に関して、私立学校振興助成法第 12 条第 2 項において、所轄庁である佐賀県は、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずる権限を有する旨の定めがある。そして、この「著しく超えて」の具体的な数値基準についての定めはない。一般的に、定員の 10%以内であれば、「著しく超えて」には該当しないものと考えることができ、このように考えると、一部の幼稚園は充足率が 100%を超えている（つまり定員を超えている）ものの、定員を「著しく超えて」いないため問題はないと考える。</p> <p>他方で、充足率が非常に低い水準の高等学校、中</p>	<p>少子化の進展により、私立中学校・高校・幼稚園では多くの学校が学則に定める収容定員よりも実員が非常に少なくなっているが、実員が少ない場合の定員の変更については、関係法令等に定めがなく、これまで特に指導は行っていない。</p> <p>充足率が低い学校であっても、空き教室等を活用して、少人数学級による学習やパソコン教室、教育相談室の設置など、時代のニーズに応じた教育を行っている。</p> <p>幼稚園においても、地域における子育て支援、通常の教育時間外も園児を預かる預かり保育の場として、空き教室を活用している。</p> <p>このように充足率が低い場合であっても他の目的に使用するなど、有効活用しているところであるが、より効率的な学校運営を行うためには、どのような対応が必要か他県の対応を参考にするなど検討したい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>学校及び幼稚園がある。</p> <p>この点に関して、私立学校振興助成法その他関連諸法令にて何ら定めはない。しかし、充足率が非常に低いということは、定員数に見合うだけの施設設備を確保しており、それを維持するために必要な費用を負担していることになり、学校運営は不効率となっているものと思われる。また、教員については、実際は過去における実員数の推移に見合うだけの教員数しか確保されていないことから、震災など突発的な事象が原因で入学希望者が大幅に増加した場合、十分な教育体制を確保することが困難となると思われる。定員は、教員数を反映した現実的な水準に設定する必要がある。また、定員水準を超える施設設備は、他目的に利用することや今後の維持費用と比較した上で売却処分または除却処分（有姿除却処分も含む）することも検討する必要がある。このような対応をしなければ、結果的に過剰な施設設備に係る維持費用について運営費補助金が支払われることになってしまうからである。佐賀県としては、こういった指導を行うとともに、充足率が著しく低い（例えば50%以下）場合、運営費補助金の経費割の配分上の減額するよう運営費補助金を見直すことも考えられる。</p> <p>（表：報告書46～49ページ参照）</p>	
<p align="center"><b>対象補助金名</b></p>	<p align="center"><b>私立学校施設設備整備費補助金</b></p>
<p>入札状況の把握等について</p> <p>(ア) 交付申請書の添付書類の見直し</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書52ページ)</p>
<p>平成20年度から平成22年度までにおいて、本補助金の利用実績は下記の1件のみであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請：平成22年7月6日（学校法人佐賀龍谷学園）</li> <li>・ 内 容：柔道場と卓球場の耐震等</li> <li>・ 工事総額：20,052千円</li> </ul> <p>これは国庫補助金の対象事業でもあったため、国庫補助金としての申請手続上「採択理由書」（事業者の採択理由を記載する資料）が作成されており、3社が入札し最安値の事業者を採択していることが</p>	<p>交付要綱を改正する予定であり、補助金の妥当性・透明性を確保するため、入札や見積り合わせ結果を記載した書面やそれらによらなかった場合には理由書を添付することとしたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>確認された。</p> <p>この工事は国庫補助金の対象であったため、結果として入札が行われたが、県単独補助金の場合について、入札や見積り合わせの手続が明確に定められているわけではない。</p> <p>県として入札や見積り合わせの結果を書面で報告させる具体的な手続について確認したところ、「これまで利用実績が少ないため、交付申請書の添付書類についての見直しが行われにくい状況ではあったが、交付要綱に定める交付申請書の添付書類として入札や見積り合わせ結果を記載した書面やそれらによらなかった理由書を明記することを検討中である」との回答を得た。他の業務との優先順位を踏まえ、可能な限り早い段階で、検討中の交付申請書の添付書類の見直しを行う必要がある。</p>	
対象補助金名	私立学校教育研修事業費補助金
<p>決算書の提出等について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	(報告書54ページ)
<p>実績報告書には教育研修事業に係る収支計算書しか記載がないが、補助事業者の全体の決算書は別途に毎年入手しており、その点は改善している。ただ、決算書を見ることに不慣れなため、入手した決算書の活用が十分ではない部分があるかもしれないとのことであった。決算書は全体の適正性、補助対象事業に係る収支計算書との整合性等の検討に利活用してこそ提出させた意味があり、その点において、平成16年度の監査における指摘事項が十分に改善されたとは言えない。</p> <p>従来 of 公益法人会計基準の下では、資金収支ベースの収支予算書と収支計算書が決算書の中心であったが、新しい公益法人会計基準においてはこの収支予算書と収支計算書の作成が求められていないため、今後の補助率の検討などに生かせるように、損益計算ベースの正味財産増減計算書で経営成績を、貸借対照表で財政状態を時系列で継続的に把握しておくことが望ましい。</p>	<p>決算書で補助対象事業に係る収支計算書との整合性を確認するなど、新しい公益法人会計基準に基づき、学校法人の財政状況の把握に努めたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容																														
対象補助金名	第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会開催費補助金																														
第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会開催費補助金について 【監査意見】	(報告書 5 6 ページ)																														
<p>この補助金は、私立幼稚園教育の振興及び充実を図るため、第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会佐賀大会を開催する佐賀県私立 PTA 連合会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するというものである。</p> <p>平成 22 年 9 月 8 日に開催された第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会に補助金を交付するために平成 22 年 9 月 1 日に交付要綱が制定されている。指導者研修会は九州各県で持ち回りになっているが、佐賀県では開催の都度交付要綱を制定し 30 万円の定額補助金を交付する状況が続いている。</p> <p>平成 18 年度から平成 22 年度までの大会開催地となった各県の事業費等の状況は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>鹿児島県</th> <th>宮崎県</th> <th>大分県</th> <th>沖縄県</th> <th>佐賀県</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 事業費</td> <td>3,414</td> <td>2,889</td> <td>3,332</td> <td>3,077</td> <td>5,239</td> </tr> <tr> <td>  うち   県補助金</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>  うち   市補助金</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会開催費補助金交付要綱第 2 条では、補助対象経費につき「第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会佐賀大会の開催に要する経費」と規定しているが、実績報告書の事業の名称は、第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会と平成 22 年度佐賀県私立幼稚園 PTA 連合会大会の 2 つの事業名が記載されており、添付された収支決算書もこの 2 つの事業のものとなっていた。</p>		鹿児島県	宮崎県	大分県	沖縄県	佐賀県		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	総 事業費	3,414	2,889	3,332	3,077	5,239	うち 県補助金	300	300	30	—	300	うち 市補助金	150	150	50	—	150	<p>第 2 5 回全九州私立幼稚園 P T A 指導者研修会は、平成 2 2 年度佐賀県私立幼稚園 P T A 連合会大会を兼ねており、大会名は併記されているが、特に分科会等が別に開催されているものではない。</p> <p>また、大会前日に開催された PTA 連合会理事会なども第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会佐賀大会について議論されており、補助金交付要綱第 2 条に規定する「第 25 回全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会佐賀大会の開催に要する経費」に含まれると解する。なお、懇親会経費は対象経費には含まれていない。</p> <p>近年の出生率の低下や核家族の増加、母親の就労など、子育てに対する意識や環境が大きく変化し、「子育て」について多くの課題があるなか、九州各県の私立幼稚園の PTA 指導者と幼稚園長や教師が一堂に会し、子育ての原点に立ち返って子育てをする中で、心豊かでたくましく生きる子どもの育成を目指して研修を深めることは大変意義深いことであり、また、1,000 名を超える参加者が佐賀県に集うという経済効果も考慮して補助を行ったものである。</p> <p>今後はご指摘を踏まえ、その意義、効果等から補助の必要性を再検証して次回開催の際は適切な対応に努めたい。</p>
	鹿児島県	宮崎県	大分県	沖縄県	佐賀県																										
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度																										
総 事業費	3,414	2,889	3,332	3,077	5,239																										
うち 県補助金	300	300	30	—	300																										
うち 市補助金	150	150	50	—	150																										

監査結果及び意見	措置の内容
<p>交付要綱では平成 22 年度佐賀県私立幼稚園 PTA 連合会大会の開催費は補助対象経費にはならないはずなので、収支決算書を当該補助事業の対象経費となる部分とならない部分に区分して実績を報告させるよう指導する必要がある。</p> <p>大会の規模は実績報告書の大会参加人数によると 1,012 名となっており、大きな大会である。大会の内容は、大会スケジュールによると、9 月 7 日午後から全九州私立幼稚園 PTA 連合会理事会、懇親会が開催され、9 月 8 日に全九州私立幼稚園 PTA 指導者研修会が開催されている。9 月 8 日の大会では、記念講演が 1 時間、指導者研修会が 1 時間 30 分となっており、研修も実施されているが式典という色彩も濃い事業であると言える。</p> <p>また、この事業の当初予算では佐賀私立幼稚園 PTA 連合会から 300 万円が収入予算（自己資金）として計上されていたが、実績報告で計上された佐賀私立幼稚園 PTA 連合会からの収入は 194 万円にとどまっていた。その理由は、当初予定していたほどの事業規模ではなくなったため減額となったということである。補助事業を実施するかどうかの判断と補助事業者の資金量は、必ずしも結び付けて考えるべきとは言えないだろうが、補助事業者自身が減額できた支出額と申請額どおり交付された県の補助金額を並べてみると、払拭しきれない違和感を覚える。</p> <p>そもそも、共働きや母子家庭が増加し PTA のあり方そのものを検討すべき時代となっている中で、佐賀県が当番になった都度、交付要綱を制定してこの補助金を交付するという状況を継続していくことが、本当に必要なであろうか。当該補助事業は制度の意義や効果等を再確認し、今後のあり方につき廃止を含めて検討する必要があるのではないかと考える。</p>	

監査結果及び意見	措置の内容
関係所属	地域福祉課
対象補助金名	生活福祉資金貸付事業推進費補助金
<p>補助対象項目の監査について</p> <p>(7) 人件費の各事業への配分の合理性検討について</p> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書63ページ)</p>
<p>県は、社会福祉法に基づく指導監査を県社会福祉協議会に対して平成21年度までは毎年1回、平成22年度以降は2年に1回実施している。この指導監査時において契約事務、給与事務等につきサンプルチェックにより全体的な事務処理を監査しており、各種事務処理等につき適正に実施されていることを確認している。</p> <p>複数の補助事業を担当する職員の人件費については、1人別の給与、諸手当、法定福利費の各事業への年度当初の配分表（つまり交付申請時の予定配分表）を県社会福祉協議会から入手し、それが実績報告書においても適用されていることは照合して確認できているということであった。</p> <p>しかし、それだけでは県社会福祉協議会の予定配分表が妥当であることを前提とした書類間の整合性チェックにとどまっていると言わざるを得ない。本来、補助対象経費と認められるのは、人件費の実績数値に補助事業に実際従事した割合を乗じた額であるべきであるため、実績数値の正確性だけでなく従事割合が実態に沿った適切なものであることを確認しなければならない。</p> <p>人件費以外の諸経費についても支出内容や金額の正しさは資料の照合等で確認しているとのことであるが、人件費同様、実態に沿った適切な基準で各事業に配分されていることの確認まで行うべきである。</p>	<p>複数の補助事業を担当する職員の人件費については、勤務実態に即した従事割合の確認を行っている。</p> <p>人件費以外の諸経費についても、適切な基準で各事業に配分されていることの確認を行っている。</p>
<p>延滞利子収入の取扱いについて</p> <p>(1) 生活福祉資金（総合支援資金）運営要領への準拠について</p> <p>【監査結果】</p>	<p>(報告書64ページ)</p>
<p>平成22年度の生活福祉資金特別会計の収支計算書には、欠損補填積立金利息収入が303千円計上さ</p>	<p>今後については、運営要領に基づき適切な処理をするよう指導を行っていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>れているが、この利息収入は延滞利子を含む貸付金            利子収入等と合算のうえ、生活福祉貸付事務費特別            会計へ繰り出されている。</p> <p>ところが、生活福祉資金（総合支援資金）運営要            領 第9会計 3欠損補てん積立金には、その利子            に関して次のような規定がある。</p> <p>「欠損補てん積立金は、銀行への預金若しくは貯            金又は、国債等元本が保証される方法により保管            し、当該預貯金から生ずる利子等は、必要な額を欠            損補てん積立金として経理し、残額を貸付原資とし            て経理するものとする。」</p> <p>つまり、欠損補てん積立金利息収入を生活福祉貸付            事務費特別会計へ繰り出して事務費に充てる会計            処理は誤りであって、今後の処理においては、上記            生活福祉資金（総合支援資金）運営要領に基づき適            切に実施すべきである。</p>	
II 現地機関に関する措置状況	
現 地 機 関 名	佐賀県東部工業用水道局
修繕引当金の計上基準について 【監査結果】	(報告書75ページ)
<p>平成16年監査時点では、将来の大規模修理に備            えて、毎年度の修繕費予算が余った場合引当金に振            り替える処理がなされていて、これには理論的に明            確な根拠がなかった。</p> <p>企業会計上引当金の計上が認められるのは、その            発生の可能性が高く、発生の原因が当期以前の事象            に起因するもので、金額が合理的に見積もれるもの            でなければならないが、合理的な見積もり等はな            く、理論的な根拠には基づかずに計上されていた。</p> <p>今回の監査時点では、その後新たな繰入れはなさ            れていないものの、前回監査時点で計上されていた            引当金(54百万円)が、そのままの状態となってい            た。</p> <p>もともと各年の最終損益を調整する形で引当金            の計上がなされていたところ、監査指摘後はその調            整は無くなったものの、不測の大修繕に備えるとい            う名目のもと、取崩が行われずそのままの状態にな            っていたものである。</p>	<p>現在の修繕引当金については、特別収益に計上す            るとともに、新たに引当根拠を整理し、緊急災害等            に対応するための修繕引当金として引き当てる予            定である。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>引当金の計上要件や、過去の修繕の発生状況や、今後の修繕計画並びに大規模修繕の必要性等を十分に検討し、合理的な根拠のもと引当金の計上を行うべきである。そして、現時点で引当金計上の必要性が認められなければ、一旦全額取り崩すべきである。</p>	
<p>棚卸資産の管理について  (イ) 棚卸資産計上もれについて  <b>【監査結果】</b></p>	<p>(報告書 79 ページ)</p>
<p>宝満川から取水された水は、導入管を通過して浄水場まで運ばれる。浄水場では、沈砂池で沈殿処理された後、強制沈殿池または横流式沈殿池で凝集剤が注入され、工業用水に適した水に処理されている。このようにして精製された工業用水は、水質検査を受けた後、配水管を通過して各工場に配水されている。東部工業用水道局では、凝集剤にポリ塩化アルミニウム (PAC) が使用されているが、PAC は浄水場内のタンク (薬注設備) に 10 日に 1 回程度入荷され、毎日の沈殿処理の際にタンクから払い出されている。この PAC は、タンクに入っているという理由で棚卸資産から除外されているが、タンクは PAC の保管場所であり、タンク内に保管されている PAC も棚卸対象とすべきである。毎日の PAC 残量は中央監視装置で把握されているため、棚卸数量は容易に把握することができる。なお、平成 23 年度では 946 千円の棚卸資産の計上漏れとなっている。</p>	<p>平成 23 年度決算において、棚卸を行うとともに、今後も適切に処理する。</p>
<p>新規需要家の獲得について  <b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書 80 ページ)</p>
<p>新規企業誘致については、誘致担当窓口である佐賀県企業立地課 (農林水産商工本部) との連携を図っており、誘致交渉の過程から一緒になって活動している。しかしながら、交通の要衝である鳥栖地区という地域性のためか、新規誘致企業は工場ではなく流通業が中心となっていることもあり、平成 16 年度以降、新規に成約した事案はない。また、既存企業と配管近隣企業 (近辺企業) へのアンケート調査を定期的に行うなど、潜在需要の動向把握を行</p>	<p>企業立地課ともよく連携をとり、新規進出企業への工業用水利用を促すとともに、既存の未給水企業への働きかけも行う。</p> <p>また、受水設備設置費の負担についても、今後、国の動き等も見極めながら、企業立地課と検討を行うこととする。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>っているものの、こちらも具体的な成果は上がっていない。</p> <p>東部工業用水道局の工業用水を新規に導入するに当たっては、1m当たり数万円程度が必要という配管導入費用のほか、受水設備設置費用も新規導入企業の負担となることが新規導入の際の障壁となっている。そのため、誘致企業が負担する配管導入費用や受水設備設置費用が軽減できるような措置について企業誘致部門と一緒に検討を重ねているものの、今のところ新規の給水事業所は獲得できていない。</p> <p>近年は地球環境に対する意識が高まった結果、既存企業も節水に努めており東部工業用水道局の給水総量が減少傾向にある。新規企業誘致は一朝一夕にはいかないため、今後も新規需要家の獲得努力を継続して行う必要がある。</p>	
<p style="text-align: center;">現 地 機 関 名</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県立九州陶磁文化館</p>
<p>備品の棚卸について (ア) 備品の現品照合について 【監査結果】</p>	<p>(報告書 84 ページ)</p>
<p>備品とは、比較的長期間にわたり性質又は形状を変えることなく使用に耐える物品、又は長期間にわたり保存すべき物品であって、一品の取得価格又は取得評価額が5万円以上のものをいう（財務規則及び財務事務に関する取扱要領第143条関係2(1)）。また備品のうち、美術工芸品類及び一品の取得価格又は取得評価額が100万円以上のものを重要物品という（財務規則第144条）。九州陶磁文化館の収蔵品（資料）の多くは美術工芸品類に該当するため、重要物品に該当する。</p> <p>収蔵品については、平成18年度と平成19年度に全点の現品照合を行っているが、平成20年度以後は展示品の入替えの都度現品照合を行っている程度で、全点の現品照合が行われていない。現品照合は備品出納・管理簿に記載されている備品が存在していることの確認と状況把握（処分の必要性等）のための重要な手続きであり、毎年必ず実施する必要</p>	<p>備品である収蔵品の数が18,000点以上と膨大であるため、監査結果にあるように財務規則で規定されている3月末での現品照合は、現実的に困難な状況である。そのため、カテゴリー別にグルーピングして、展示替えの時期等にグループ毎に照合するなどして、年度間にはすべての現品照合を行うようにした。</p> <p>また、収蔵品以外である図書や茶道具については、3月末での現品照合を行うようにした。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>がある。</p> <p>九州陶磁文化館では、収蔵品についても毎年現品の照合を行うべきことを認識はしているものの、収蔵品の件数が 18,000 点以上あるため、財務規則に定めるように3月末現在で現品照合を行うことは不可能である。九州陶磁文化館のように備品の件数が多い現地機関では、備品を管理担当者や収蔵品の分類等のカテゴリー別にグルーピングし、グループ毎の実施時期をずらして現品照合を行うなどの工夫を行い、すべての物品について年一度の現品照合を確実に行う必要がある。</p> <p>収蔵品以外の備品は財務規則に従い3月末での現品照合が行われている。しかし、備品の一部（参考書籍等の図書及び茶道具）については、平成 20 年度以降は現品照合が行われていなかったため、図書及び茶道具についても現品照合を行う必要がある。</p> <p>なお、今回の監査に当たって物品照合を一部実施したが、備品出納・管理簿と備品現物はすべて一致していた。</p>	
<p>(ウ) 備品出納・管理簿のデータベース化について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 85 ページ)</p>
<p>備品を受け入れる際、物品出納員は備品出納・管理簿に受入物品を記入した後に物品を受け入れている（財務規則第 146 条第 4 項）。備品出納・管理簿には、受入日、物品名、購入・寄贈等の区分、受入金額等の情報が整理されている。</p> <p>収蔵品（資料）は、備品出納・管理簿とは別に、データベースソフトを利用して管理されている。このデータベースは、インターネットで収蔵品（資料）を公開することを目的として作成されたものであり、現在、徐々に Web 上で公開されている。このデータベースには資料名等の備品出納・管理簿に記載されている情報のほか、分類細目、種類、文様、器形、口径、形状、時代、保管場所、画像データなどの詳細な情報が整理されている。備品出納・管理簿にはこのデータベースに登録されているような保管場所、画像などの詳細情報が記載されていないため、備品出納・管理簿のみで収蔵品の管理を行うこ</p>	<p>監査意見にあるように、収蔵品については備品出納・管理簿の記載を省略し、データベースによる管理資料で代替した方が事務の効率化を図ることができる。</p> <p>そのために、必要な規程の整備等について、会計課と協議、検討する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>とは難しい。収蔵品を管理するためには、備品出納・管理簿ではなくデータベースを活用しているため、備品出納・管理簿とデータベースの両方に登録・記入する必要がある、二度手間となっている。</p> <p>財務規則第146条第4項では、法令その他の規程に定めた場合には備品出納・管理簿への記入に代えて、他の帳簿への記入で代替することができるとされている。収蔵品については、種類が多岐にわたり、かつその件数が多いため、備品出納・管理簿の情報だけでは十分に管理できない状況である。しかも、既にデータベースによる別の管理資料を作成して収蔵品を管理している状況であるため、必要な規程を整備することによって、収蔵品については備品出納・管理簿の記載を省略し、データベースによる管理資料で代替するなど事務の効率化を図ることが望ましいと考える。</p>	
<p>入館者増加努力について 《入館者増加努力全般に関して》 (イ) 広報活動全般について 【監査意見】</p>	<p>(報告書92ページ)</p>
<p>来館者数に関しては、焱の博覧会が開催された平成8年度を除けば、平成2年の93,924人をピークにその後年々減少しつつある。</p> <p>前回監査時の平成16年頃では、年間来館者数が7万人程度であったが、平成22年度においては、6万2千人程度にまで、減少している状況である。</p> <p>このため、以前にもまして広報活動がより重要になってきている。ホームページ等インターネットを通じての広報という点では、県のホームページ上での取扱いや、近隣市町村とのリンクなどの面で改善がなされている。また、現在では九州地方知事会議での政策連合取組として、九州博物館等連携事業による情報の共同発信事業が企画されており、大いに期待される場所である。</p> <p>チラシやポスターに関しては、県の関連施設や県内の旅館や県外の施設等に対して、毎年ほぼ同じように配布がなされている。これらの配布に関しては、配布先や配布の方法等に関し、いま一度十分な</p>	<p>広報活動については、チラシやポスターの配付先や枚数の見直しなどをはじめとして、今後もホームページの活用や報道機関への情報の提供等について、より効率的・効果的になるよう十分に検討する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>検討を行うことが望まれる。例えば、配布したチラシの数が適正であったか、言い換えれば不足したり残ってしまったりしてなかったかを個々に確認したり、従来の配布先のほかに、より効率的・効果的な配布先はないかを十分に検討するなど、安易に従来の方法を踏襲することなく、常にそれぞれの行為の目的を意識しながら、効率的・効果的な業務が行われることが期待される。</p> <p>報道機関等に関しては、一通りの報道機関に対して、情報提供が行われており、最近では報道機関が取り扱いやすい企画を立案し、マスコミに取り上げられる機会がより多くなるような工夫もなされている。</p> <p>今後も、現状での広報活動の一つ一つを、その効果等の観点から十分に再度検討し、より効率的・効果的な広報活動がなされるよう、常に心がけるべきである。</p>	
<p>(ウ) 収蔵品の閲覧や館内の案内等について 【監査意見】</p>	<p>(報告書92ページ)</p>
<p>来館者の減少への対処としては、九州陶磁文化館に関する情報を十分に持ち合わせていない人への広報活動が重要であると同時に、一度来館された人に対しては、再度来館したくなるような工夫も必要である。</p> <p>県の厳しい財政のもと、九州陶磁文化館の職員は限られた人数で、教育普及活動として各種講座の開催、博物館実習、印刷物等の刊行、資料鑑識、講演、さらには調査研究活動や資料収集活動に従事する等、多忙を極めている。</p> <p>そのような状況においても、職員は収蔵品の閲覧や館内の案内、各種講座の開催等における来館者と接触機会を利用して、平成17年度の監査以降ボランティア講座や親子学芸員体験をスタートさせたり陶芸教室等を増やしたりするなど、より積極的な活動を展開している。また、収蔵品の閲覧や館内の案内に関しても、できるだけ来館者の希望に沿うような形で柔軟な対応の工夫がなされ、受付窓口に案内板を置くなどの改善も見られた。</p>	<p>来館者数の増加や満足度の向上、陶芸文化の普及のために、収蔵品に直接触れて鑑賞するなどの機会を増やしたり、やきものの絵柄のパネルを飾ったり自由に遊べるパズルを置くなど、親しみやすい環境や雰囲気作りをしている。</p> <p>また、新聞雑誌や定期刊行物に積極的に記事を掲載し、館ややきものの魅力を広く伝えている。</p> <p>今後とも、関心を高めるような展覧会の開催や分かりやすい資料の作成、館内案内の方法等について十分な検討を行う。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>ただ、人員等の関係から、それまで定時に行われていた館内案内がなくなり、22年から希望による随時案内のみになってしまったり、一旦おかれていた館内案内の説明案内板も受付から取り除かれてしまっている。人員や予算の制約等やむを得ない事情も理解はできるが、この数年の来館者数の減少に歯止めをかけるために、来館者との接触の仕方について再度十分な検討を行っていただきたい。</p>	
<p>(エ) その他の諸活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の関連現地機関との連携</li> </ul> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書93ページ)</p>
<p>佐賀県内にはいくつかの県が運営する博物館施設があるが、窯業という観点で捉えてもいくつかの県の関連現地機関が存在し、それらの現地機関では何らかの共通する目的を有していたり、また、同様の問題点を多く抱えていたりするものと思われる。博物館施設では、来館者数の減少や緊縮財源のなかでの効率的・効果的な運営など同様の問題を抱えており、窯業関係の現地機関においては、有田地区において衰退する窯業の活性化の問題等を抱えている。本来であれば、各現地機関が連携しそれぞれの力を結集する形で県のねらいとするところへ向かっていくべきであると考えるが、各現地機関が、それぞれの目的や運営方法などを、十分には共有できていないものと感じられた。</p> <p>現状、関連する現地機関間のかかわりとしては、館長・所長ほか管理職レベルでの会議が存在するほか、職員間の交流の場として総務課職員の意見交換会や親睦会を開催し、予算削減方法のほか運営に関する意見交換を実施している。ただ、各現地機関は、直面する問題に対しそれぞれに工夫を凝らした運営を行っているわけで、現地機関の間で共通する問題点については、現状の意見交換のレベルにとどまらず、各現地機関合同の継続的な検討を行ったり、改善事項を報告しあったりして、運営状況に関する様々な情報の共有化をもっと積極的に推進してはどうだろうか。県内の関連する現地機関がより連携を強めることは、県の方針・政策の実現に向けた</p>	<p>県内の博物館とは資料の貸し借りや窯業大学校や窯業技術センターとは展示についての協力や研究資料の提供等を行っている。</p> <p>運営面についても、関係現地機関等と合同での課題の検討や情報の共有化をより積極的に進めたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>効率的運営のために必ず役に立つと考えるものである。</p>	
<p>損益計算書作成の必要性について 【監査意見】</p>	<p>(報告書95ページ)</p>
<p>平成17年度の監査時に、県として損益計算書を作成することの必要性を訴えたが、依然として損益計算書は作成されていない。県の厳しい財政状況のなか九州陶磁文化館においては、それぞれの支出項目に対して厳しい予算が設定され、その予算の範囲内で運営がなされており、当然のことながら、予算制度に基づいたコストを意識した運営はなされている。ただ、九州陶磁文化館で把握する支出項目は、あくまで館の運営に関して館で支出される部分のみで、これには職員人件費や、施設の減価償却費等は含まれていない。</p> <p>統制管理という観点からみると、統制可能な運営費のみが管理の対象となっていることは理解できるが、県全体でのコストがどれだけかかっているのかといったような数値も、当然に把握しておくことが必要であると考え。館の運営レベルでは、これを把握しておくことによって、館の運営全体に対してのコスト意識や、そのコストで最大の効果が得られるような運営がなされているかという視点が生まれ、より効率的・効果的な運営が可能となると考えられるからである。</p> <p>また、損益計算書を作成する県としても、今後の方針等を検討する場合に、全体としてどれだけの資金がそこに投じられているのかということを確認する必要がある。逆に言えば、そのような金額を把握しないまま、より効率的・効果的な県政の運営を目指すことは困難であると考え。</p> <p>引き続き、損益計算書作成の必要性を強調したい。</p>	<p>損益計算書の作成については、現在のところは考えていないが、館の運営に当たっては、九州陶磁文化館の支出予算だけでなく、それに現れない職員人件費等のコストを意識して効率的・効果的な事業執行に努める。</p>
<p>九州陶磁文化館協議会の運営について 【監査意見】</p>	<p>(報告書98ページ)</p>
<p>平成21年度から23年度の議事録を通査したが、委員の方々からは様々な貴重な意見が出されている。また、協議会で出していただいた意見について、</p>	<p>九州陶磁文化館協議会については、委員の意見を積極的に受入れて対応するように努めているが、厳しい運営状況のなか、開催回数を含め、今後とも委</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>事務局で検討し次回に回答するようにするなど、協議会の意見を積極的に受け入れようという姿勢は感じたところである。</p> <p>ただ、従来は年2回開催されていたものが、平成21年度から年1回になった。そのかわりに委員に対して文章による意見の提出を求め、それに事務局が対応していくということも行われてはいる。</p> <p>前回監査時には、厳しい運営状況のなかで外部の有識者の貴重な意見を積極的に取り込めるよう、開催頻度も含めより活発な協議会の開催を求めたところであった。</p> <p>年1回の開催ということは、上記の趣旨とは逆行するものであるが、この開催状況で十分なのか、協議会の意見が館の運営にきちんと反映されるようになってきているのか、年1回開催になってからすでに3年が経過しようとしている今、再度検討をお願いしたい。</p> <p>毎回非常に貴重な意見が出されており、外部からの意見をいただく貴重な場として、年に1回ということではもったいない気がしてならない。</p>	<p>員の貴重な意見をより汲取り、運営に活かせるよう検討する。</p>
<p>指定管理者制度の導入について</p> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書99ページ)</p>
<p>九州陶磁文化館では、現在も指定管理者制度は導入されていない。指定管理者制度が始まって数年が経過したが、確かにすべての施設が必ずしも指定管理者制度になじむわけではないということは感じるところである。</p> <p>いわゆる箱物施設を単に管理していくような場合には比較的適すと考えるが、施設を物理的に管理するほかに施設の運営が含まれ、その運営内容が複雑な場合等には、指定管理者制度を導入することが必ずしも得策ではない場合もあろう。</p> <p>それぞれの施設にとって、指定管理者制度の導入にはメリットとデメリットが存在するであろうし、これは施設の内容や指定管理の対象とする業務の範囲によっても異なってくるであろう。また場合によっては、その時代や経済環境等によっても異なるかもしれない、各施設で、またそれ以上に佐賀県とし</p>	<p>指定管理者制度の導入については、現時点ではその制度導入に馴染まないものとしてその方向にはない。館の業務については、効率的・効果的な運営に努めるとともに、今後も、制度を導入した施設の事例や広く社会情勢の動向を注視していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>て、そのあたりのことを十分に踏まえながら、一度導入しないと決定したとしても永久的に排除するものではなく、随時検討されることが期待される。</p>	
<p>現 地 機 関 名</p>	<p>佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館</p>
<p>備品の棚卸について (ア) 備品の現物照合について 【監査結果】</p>	<p>(報告書 103 ページ)</p>
<p>備品のうち収蔵品については、平成 19 年度までに全点の現品照合を行っているが、平成 20 年度以後は展示品の入替えの都度現品照合を行っている程度で、全点の現品照合が行われていない。現品照合は備品出納・管理簿に記載されている備品が存在していることの確認と状況把握（処分の必要性等）のための重要な手続きであり、毎年必ず実施する必要がある。</p>	<p>備品である収蔵品の数が 11,500 点以上と膨大であるため、監査結果にあるように財務規則で規定されている 3 月末での現品照合は、現実的に不可能である。</p> <p>そのため、分野ごとの担当学芸員が、各年度の間に現品照合業務の時期を計画的に設定し、その分野の現品照合を確実に行うようにする。</p> <p>現品照合の実施については、収蔵資料データベースより適宜作成し、チェック状況を一覧できるものを作成する。</p>
<p>現品と照合すべき備品出納・管理簿の記載様式について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 103 ページ)</p>
<p>県は、管理簿の様式について備品払出状況を備品台帳の備考欄に記載するとともに特に必要があるものは、備品台帳の裏面に関係資料を添付し現在の状況が明らかになるようにするとしている。しかしながら、博物館及び美術館の収蔵品（資料）については、備品出納・管理簿の情報だけでは現品照合を行うことができないため、別途作成しているデータベースを基に現品照合を行っている。収蔵品に関しては、備品出納・管理簿の情報量のみで現品照合を行うことは困難であり、別途管理資料によって現品照合を行う必要がある。</p>	<p>現在、別途作成し使用している資料データベースは、本館の収蔵資料の分野が多岐にわたり、膨大な資料があるため、備品出納・管理簿という基本台帳のレベルまで質の向上を図るには、相当の照合作業と入力内容の見直しが必要となる。</p> <p>備品出納・管理簿については、今後全庁的にデータベース化される計画もあり、一般備品と博物館・美術館資料とを一体的に管理する方が効率的なケースもある。</p> <p>そのため、資料データベースの備品出納・管理簿の代替帳簿化については、計画されている、備品管理システムの仕様を見極めながら慎重に検討したい。</p>
<p>収蔵品について (イ) 館外県立施設への貸与について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 107 ページ)</p>
<p>博物館・美術館で購入される資料は、展示される場合のほかには調査研究の対象として収集されるも</p>	<p>館外県立施設への貸与資料については、県民ホールや展望ホールでの展示など美術館の PR にも効果</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>のであり、資料収集の基本方針が次のとおり定められている。</p> <p><b>【資料購入にあたっての基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県と直接又は間接的に関係の深い価値ある資料</li> <li>・上記の資料と比較すべき全国的な価値ある資料</li> <li>・佐賀県とは直接関係ないが、教育的・学術的に価値ある資料</li> </ul> <p><b>【資料購入にあたっての審査基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博物館・美術館で展示に耐えうること</li> <li>・文化的・歴史的な遺産として価値があること</li> <li>・博物館・美術館の研究用及び展示用として価値があること</li> </ul> <p>この方針に従って収集された資料は、6,800点を超えているため、収蔵庫が非常に手狭となっており、博物館・美術館の展示・収蔵スペースの確保が重要な課題となってきている。</p> <p>このため、収蔵資料の有効活用を兼ねて館外県立施設への貸与を行っている。貸与した収蔵資料については、担当者が毎年1回現物を確認して、その保管状況を確認している。館外県立施設に貸与している資料のうち、長期（10年以上）にわたって貸与しているものは次のとおりである。</p> <p>（表：報告書108ページ参照）</p> <p>博物館・美術館の収蔵資料は、研究用又は展示用としての価値が高いことを前提としており、広く県民に展示されることを目的として収集されているものであるため、会議室等に飾られるために購入される備品とは購入目的が異なる。収蔵スペースの確保と収蔵資料の有効活用を図るために館外県立施設へ資料の貸与を行っていることは評価できるものの、収蔵資料が収集された目的を考慮すると、館外県立施設に貸与した資料はその貸与期間を定めて、貸与期限が到来した資料は再度博物館・美術館に返還して広く県民に展示する必要があると考える。したがって、館外県立施設への貸与資料は定期的に変更する必要があると考える。</p>	<p>が高いことや、資料の有効活用の面から今後も継続して実施する。</p> <p>貸出については、佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館資料取扱規定や文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令等のルールに則して毎年手続きを行っている。</p> <p>長期貸出資料については、大型美術品の場合は、美術品専用車による運搬経費が必要となるため、貸出先との調整を充分図りながら、今後資料の変更を行いたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
佐賀県立博物館・美術館協議会について <b>【監査意見】</b>	(報告書109ページ)
<p>協議会は年に2回開催されており、委員からは毎回活発な意見が出されている。議事録を通査したところ、個々の企画展の内容等についてもその講評も含め、委員の方からは貴重な有意義な意見が出されていた。また、これに対し事務局側も一つ一つ丁寧に回答し、委員の意見を取り入れていこうという姿勢がうかがえるものであった。</p> <p>協議会は従来と同様公開して開催されているが、依然として傍聴者はいないという状況であった。現在では、県のホームページにおいて、会議の開催予定に加え、協議会の議事録も掲載されており、県民に対して博物館・美術館の運営に関する情報を公開することによって、県民との距離を縮め、より身近なものとして感じていただけるような措置はとられていると感じたが、残念ながら県のホームページ上で簡単にはこれらの情報に辿り着けなかった。</p> <p>県のホームページは佐賀県政全般の情報発信が目的であるため、博物館・美術館に関する情報の掲載が優先されるものでないことは理解できる。しかし、折角情報を発信するのであるから、より多くの人に見てもらえるような工夫が必要であろう。</p> <p>例えば、博物館・美術館のホームページは、県のホームページの中に設けられたページで構成されるものであるが、独立したひとつのホームページとしての体裁を整えており、この博物館・美術館のホームページ上によく目に付く方法で県民との接触に関する情報や協議会に関する情報の見出しをつけ、そこから直接協議会の情報に入っていけるような方法が考えられる。</p> <p>また、外部からの貴重な意見を聞く目的で、館内に来館者が質問や運営に関する意見等を投函できる箱を設置してあり、来館者からの意見・質問に対しての説明や運営上の反省点、それを受けて改善したところ、或いは今後改善していく点などを回答としてまとめたものも、その箱の横に設置してあり、誰もが自由に見られるようになっている。利用者の</p>	<p>協議会の情報については、審議会情報サイトからしか閲覧できないことから、今後は、博物館ホームページからも協議会の情報を閲覧できるようにホームページの変更を行いたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>声に対して真摯に積極的に答えたいこうとすると同時に、博物館・美術館を身近なものに感じていただくための姿勢がうかがえ、非常に良い取り組みであると感じたところである。</p>	
<p>運営費予算について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 110 ページ)</p>
<p>平成 17 年度の監査時に、損益計算書作成の必要性を訴えたが、依然として損益計算書は作成されていない。県の厳しい財政状況のなか博物館・美術館においては、それぞれの支出項目に対して厳しい予算が設定され、その予算の範囲内で運営がなされており、当然のことながら、予算制度に基づいたコストを意識した運営はなされている。ただ、博物館・美術館で把握する支出項目は、あくまで館の運営に関して館で支出される部分のみで、これには職員人件費や、施設の減価償却費等は含まれていない。</p> <p>統制管理という観点からみると、統制可能な運営費のみが管理の対象となっていることは理解できるが、全体でのコストがどれだけかかっているのかといったような数値も、当然に把握しておくことが必要であると考え。館の運営レベルでは、これを把握しておくことによって、館の運営全体に対してのコスト意識や、そのコストで最大の効果が得られるような運営がなされているかという視点が生まれ、より効率的・効果的な運営が可能となると考えられるからである。</p> <p>また、県としても、今後の方針等を検討する場合に、全体としてどれだけの資金がそこに投じられているのかということを確認する必要がある。逆に言えば、そのような金額を把握しないまま、より効率的・効果的な県政の運営を目指すことは困難であると考え。</p> <p>引き続き、損益計算書作成の必要性を強調したい。</p>	<p>損益計算書の作成については、現在のところは考えていないが、館の運営に当たっては、運営コストを常に意識をして効率的・効果的な事業執行に努める。</p>
<p>指定管理者制度について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 111 ページ)</p>
<p>博物館・美術館では、現在も指定管理者制度は導入されていない。指定管理者制度が始まって数年が</p>	<p>指定管理者制度の導入については、現時点ではその制度導入になじまないものとしてその方向には</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>経過したが、確かにすべての施設が必ずしも指定管理者制度になじむわけではないということは感じるところである。</p> <p>いわゆる箱物施設を単に管理していくような場合には比較的適すと考えるが、施設を物理的に管理するほかに施設の運営が含まれ、その運営内容が複雑な場合等には、指定管理者制度を導入することが必ずしも得策ではない場合もある。</p> <p>それぞれの施設にとって、指定管理者制度の導入にはメリットとデメリットが存在するであろうし、これは施設の内容や指定管理の対象とする業務の範囲によっても異なってくるであろう。また場合によっては、その時代や経済環境等によっても異なるかもしれない、そのあたりのことを十分に踏まえながら、一度導入しないと決定したとしても、永久的に排除するものではなく随時検討を行われることを期待する。</p> <p>また、実際には導入しないとしても、現在指定管理者制度を導入している他の施設の状況等には注意を払い、よい部分は参考にするなどの姿勢も必要であると考えます。</p>	<p>ない。</p> <p>館の業務については、効率的・効果的な運営に努めるとともに、今後も、指定管理者制度を導入した施設の事例や広く社会情勢の動向を注視していく。</p>
<p>広報活動について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書 1 1 2 ページ)</p>
<p>ホームページの管理運営に関しては、担当者を決めて適宜更新を行い、常に新しい情報を提供するように改善されていた。また、英語版のホームページの作成にも積極的に検討されており、現状では高い意識をもって、ホームページの管理運営にあたっていると感じた。</p> <p>また、館内での広報・案内という点については、若干改善の余地があるものと感じた。博物館と美術館は、別棟になっているものをつなげたような構造になっているが、博物館の入口の方には受付があり常時職員を置いているが、美術館の方には常時置いているわけではない。販売用の図録やグッズ商品等も博物館の受付にだけ備え置いてあるため、美術館からの来館者には販売用品の存在が非常にわかりにくいように感じた。一応の案内は出ているが、も</p>	<p>県立美術館については、今後とも、利用者の身になってわかりやすい案内表示に努める。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>う少し来館者がわかりやすいように、利用者の身になって、再度館内の案内表示を検討していただきたい。</p>	
<p>現 地 機 関 名</p>	<p>佐賀県窯業技術センター</p>
<p>物品の棚卸について (ア) 備品の現品照合について 【監査結果】</p>	<p>(報告書 1 1 6 ページ)</p>
<p>平成 21 年度は全点の現品照合を行っているが、通常は年度中に変動があったもののみ現品照合を行っている程度で、全点の現品照合が行われていない。毎年全品の現品照合が行われていないことはセンターに限ったことではなく、今年度監査を実施した佐賀県立九州陶磁文化館、佐賀県立博物館・美術館、佐賀県立有田窯業大学校でも同様の状況であった。現品照合は備品出納・管理簿に記載されている備品が存在していることの確認と状況把握（処分の必要性等）のための重要な手続きであり、毎年必ず実施する必要があるが、備品の件数が多い事業所では、備品を管理担当者等にグルーピングし、グループ毎の実施時期をずらして現品照合を行うなどの工夫が必要である。</p>	<p>照合のための時間が確保しやすい時期に、備品管理担当者ごとに実施時期をずらすなどの工夫をして、全点の現品照合を行うこととした。</p>
<p>(イ) 現品と照合すべき備品出納・管理簿の記載様式について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 1 1 6 ページ)</p>
<p>県は、備品出納・管理簿を基に現品照合を行うように定めている。しかしながら、センターの備品は所有点数が多いため、備品出納・管理簿の情報だけでは現品照合を行うことができず、現品照合用に別途管理資料を作成しているため、二度手間となっている。</p> <p>財務規則第 146 条第 4 項では、法令その他の規程に定めた場合には備品出納・管理簿への記入に代えて、他の帳簿への記入で代替することができるとされている。センターの備品については、種類が多岐にわたり、かつその件数が多いため、備品出納・管理簿の情報だけでは十分に管理できない状況である。しかも、既に別の管理資料を作成して備品を管理しているため、必要な規程を整備することによっ</p>	<p>新たな備品管理システムが平成 24 年度から稼働することになっており、その運用開始により事務の効率化を図ることとしている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>て、備品出納・管理簿の記載を省略し、別途の管理資料で代替するなど事務の効率化を図ることが望ましいと考える。</p>	
<p>(エ) 除却処理された備品について 【監査結果】</p>	<p>(報告書 1 1 7 ページ)</p>
<p>現品照合の際にセンター内を視察した結果、使用不能のため帳簿上では既に棄却処理されているにも拘らず、現物がセンター内に保管されているものがあつた。センター内には棄却処理済みの備品を保管できるような空きスペースがあり、かつ廃棄費用を削減する意味もあるため、処分されずに保管されている。</p> <p>棄却の決定されたのであれば、手続論としても決定後遅滞なく廃棄処分すべきと考えるが、その対象となる備品の中にはパソコン等の情報機器もあるため、情報セキュリティの観点からも不用品を空きスペースに保管することは認めるべきではなく、決定後直ちに廃棄処分することを徹底する必要がある。</p>	<p>除却処理することと決定した備品については、決定後、直ちに処分するよう徹底を図ることとした。</p>
<p>(オ) 図書の管理について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 1 1 7 ページ)</p>
<p>研究職員の研究用に図書が用意されており、図書管理簿を作成して管理している。図書のうち、取得価格が 5 万円以上のものは備品として管理されているが、ほとんどは消耗品として処理されており、前回は平成 17 年度に現品照合を行っている。</p> <p>図書の外部への貸出は禁止されているが、センター内での貸出については、企画総務課で図書持出管理簿を作成して貸出状況を管理している。図書の貸出及び返却の状況を確認するため、図書持出管理簿を通査したところ、数年間返却されていないものが散見されたが、定期的に図書の返却を求める必要がある。</p>	<p>年に二回(3月と9月)、図書貸出管理簿の点検を行い、返却されていない図書については返却を求めていくこととした。</p>
<p>ホール・会議室の外部貸出について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 1 2 2 ページ)</p>
<p>窯業技術センターの中のホールや会議室等の施設の利用状況は、依然として活用頻度は低い状況であつた。</p>	<p>行政財産であるホールや、会議室は県内企業、団体の方々に大いに活用されるべきであるため、あらゆる機会を通じて呼びかけを行い、利用が促進され</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>PR や呼びかけは実施されているが、現状の利用実績から見てあまり効果は出ていない状況であった。利用に関する積極的な働きかけや、施設を用いてのイベント企画など、より利用が促進されるような方策の検討を再度お願いしたい。</p>	<p>るよう、なお一層努めることとした。</p>
<p>試験研究の評価等について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 1 2 5 ページ)</p>
<p>試験研究の評価に関しては、平成 18 年度から全庁的に試験研究機関における研究活動に関し、外部評価を実施することとなり、センターにおいても実施されていることを確認した。</p> <p>この外部評価は、事前評価、中間評価、事後評価という 3 段階において実施されるようになっており、5 年以上の期間を要する研究テーマについては、中間評価を受けるようになっている。</p> <p>窯業技術センターにおける問題というよりも全庁的な問題であるが、もともと、試験研究期間が 5 年以上のものだけを中間評価の対象とすることには、改善の余地があるものと考え。研究はある程度の長い時間を掛けて地道に積み重ねられていくものであり、5 年には満たなくとも、3～4 年の試験研究が、研究終了まで途中で一度も評価を受けないということには強い違和感を感じる。3～4 年という期間は相当に長く、それだけの期間が経過するうちには、経済環境や技術環境そのほかの様々な状況も大きく変化する可能性が高く、その間に同様の研究が他の研究機関で確立されたり、あるいは反証されたりすることも考えられる。また、研究自体がもとのテーマに対してうまくいかないような場合もあり得るため、そのまま進めるべきか否かを評価してもらうことも有用であろう。このため、研究期間がある程度長いものに関しては、途中で外部の有識者からの評価を受けて、その試験研究の方向性や妥当性を検証してもらうことは非常に有意義であると考え。</p> <p>現状、センターでは 3 年以内の試験研究がほとんどであり、中間評価は未だ行われたことがない。ただ、上記のような考えから、5 年という期間にこだ</p>	<p>3 年以内の試験研究課題において、事前評価の段階では予見できなかった研究上の課題や経済及び技術環境の変化により、軌道修正を余儀なくされる場合が想定される。このため、そのような試験研究課題については、中間評価の対象とすることを検討したい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>わらず、試験研究の内容によっては、例えば他の施設でも同様の研究が行われているような研究については、毎年評価を受けるということが必要な場合もあると考える。中間評価の意味合いを踏まえて、中間評価に対して積極的な対応を検討いただきたい。</p> <p>また、コスト意識を徹底させる意味での原価計算については、それぞれのテーマごとに予算統制がなされており、適切な管理が行われているものと考え</p>	
<p style="text-align: center;">現 地 機 関 名</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県立有田窯業大学校</p>
<p>備品の棚卸について</p> <p>(イ) 現品と照合すべき備品出納・管理簿の記載様式について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書130ページ)</p>
<p>県では、備品を備品出納・管理簿によって台帳管理することを予定しているが、窯業大学には、九州陶磁文化館や佐賀県立博物館・美術館と同様に備品が数多く存在する。窯業大学では、主に財団法人窯業教育振興会から寄贈される美術品や講師から寄贈される講師作品の点数が多く、これらは備品出納・管理簿に記載される情報だけでは管理できないため、別途管理台帳を作成して管理している。美術品及び講師作品を管理するために、備品出納・管理簿ではなく別途作成した管理台帳を作成・活用しているため、二度手間となっている。</p> <p>財務規則第146条第4項では、法令その他の規程に定めた場合には備品出納・管理簿への記入に代えて、他の帳簿への記入で代替することができるとされているため、必要な規程を整備することによって、美術品及び講師作品については備品出納・管理簿の記載を省略し、データベースによる管理資料で代替するなど事務の効率化を図ることが望ましいと考える。</p>	<p>美術品及び講師作品に対する物品管理上の台帳作成と教育資料管理上の台帳作成が重複していることは指摘のとおりであり、今後、事務処理の効率化を図るため、必要な規程の整備等に向けて検討する。</p> <p>なお、当校では、紙媒体の台帳の作成に加え、台帳記載のデータをエクセルファイルに入力して資料目録として整備している。</p> <p>この資料目録（エクセルファイル）を利用して簡易な検索等は可能であり、データベース化については、その必要性や費用対効果を考慮しながら検討したい。</p>
<p>職員会議について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書133ページ)</p>
<p>平成22年度の状況を確認したところ、実際に作</p>	<p>会議経過等議事録の必要性を考慮し、平成23年</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>成された議事録は、職員会議に使用された各種資料や、議案書が綴じ込まれており、その際の懸案事項や重要な事項は資料に残されるようになってはいるが、審議経過等が示された議事録等の作成はなされていない。</p> <p>職員会議では、重要な事項が審議される場合もあり、後日の審議内容や経過を確認する場合に議事録は非常に有効な手段となる。少なくとも、各議案についての主な発言内容から審議経過と審議結果を記録した議事録の作成は必要であると考え。</p> <p>なお、平成 23 年度についても確認したところ、上記の状況は改善されていた。</p>	<p>度から議事録の作成を行うこととした。</p>
<p><b>Ⅲ財政的援助団体の事務管理に関する措置状況</b></p>	
<p>団 体 名</p>	<p>財団法人佐賀県女性と生涯学習財団</p>
<p>関 係 所 属</p>	<p>男女参画・県民協働課</p>
<p>委託されている財産の管理状況について (7) 備品台帳と現物照合の頻度について 【監査意見】</p>	<p>(報告書 1 4 1 ページ)</p>
<p>措置状況では毎年度随時に行っているとのことであったが、実際は毎年実施されていたとしても、定期的には実施されていなかった。</p> <p>備品として台帳に記載されている総数は、監査した平成 23 年 9 月 8 日時点で 2,363 点であるため、毎期、年度末に一斉に実施するのは実際困難とも考えられるが、他方備品数が多いほど実際の増減が毎期大なり小なり発生する確率は高いものと考えられる。</p> <p>原則として毎期年度末に現物との照合を行うべきであるが、例えば、4 階建て建物のうち階別あるいは室別（場所別）に、1 年度内に時期をずらして実施する等、工夫してでも定期的に行うべきである。</p>	<p>毎年度定期的に行うことができるよう財団を指導していきたい。</p>
<p>(i) 備品台帳の不備 【監査意見】</p>	<p>(報告書 1 4 1 ページ)</p>
<p>備品台帳は、全品所有者たる佐賀県自体が作成しており、その台帳をもとに現物との照合を当監査前に実施していたのが実情であるが、その台帳は一覧</p>	<p>わかりやすい備品台帳となるよう整備したい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>表となっているものの、順不同であり、現物との照合が場合によっては困難な一覧表となっている。</p> <p>本来、台帳はその備品毎の資産番号から取得年月日、品名、規格、数量、取得価額、設置場所、場合によって姿（写真）、減価償却、簿価の履歴等が記載され、現物との照合がし易いように作成されるべきであるが、一覧表では、必ずしも分類番号順でも、設置場所単位でもなく、品名も規格も同じでありながら金額だけ異なっているものもあり、台帳としては不備の多い一覧表となっており、現物照合が実際困難なものが散見されている。</p> <p>再度、現物照合を実施するとの事であるが、現物照合が行い易いように、設置場所別かつ資産番号順に、また現物に合わせた単一品名にする等、事前に現物照合可能な一覧表に整備しておく必要がある。</p>	
<p>(ウ) 現物照合の実施要領について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書 1 4 2 ページ)</p>
<p>当監査前の現物照合の状況は、上記のとおり不備な台帳との照合であり、平成 23 年 8 月下旬から 9 月上旬にかけて数人で手分けして実施されているものの、一覧表リスト（場所別に区分されてはいるが）を基に現物を探して照合しているため、必ずしも現物を網羅的に実施しているとは言えない。一覧表リストにはない 9 個の現物を新たに加えているが、最終的に確定はされていない。</p> <p>現物との照合にあたり、実施要領としての詳細な文書はなく、大まかな実施要領で指示しているのみである。</p> <p>以後、現物照合を実施する際には、事前に、実施時期、実施予定時間、実施方法、実施場所単位の実施者及び立会者等に関する実施要領を文書にして作成し、実施者に実施要領を十分伝えて、効率的かつ効果的に行うことが必要である。</p> <p>また、実施後も、その結果を次回に反映させ、後日の検証を可能にするため、原始記録を残しておくべきである。</p>	<p>現物照合の実施要領を作成するよう検討したい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>現金管理について</p> <p>(ア) コピー機使用料及び電話代の現金確認について</p> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書 1 4 2 ページ)</p>
<p>現金入金の中には“コピー機使用料”があり、毎月末の月1回、コピー機内にある現金を取りだして、釣銭用 3 万円を除く“コピー機使用料”の現金を現金出納帳に記録し、翌日預入した同じ金額も現金出納帳に記録している。釣銭用 3 万円については、現金有高報告書として、担当者が記録したものを別の立会人がチェックしている。</p> <p>しかしながら、肝心の“コピー機使用料”現金については、担当者が現金出納帳に記録はしているものの、数えた記録文書はなく、立会人のチェックもないため、担当者任せで、現金出納帳の金額が本当にコピー機内にあった現金全部かどうか証明できるものはない状況であった。</p> <p>金額の多寡には関係なく、現金管理としてかつ不用品横領・疑義を防止するためにも、現金がある限り、担当者以外のチェック及び証明できるものとして残高確認記録を残しておくべきである。</p> <p>公衆電話代の入金についても、同様のことが言える。</p>	<p>監査指摘後、財団において9月分からのコピー機使用料及び電話代の現金確認については、他職員を立会いさせた上で、機器内の現金を引き出し、その場で金額を確認し、記録簿に立会人が押印し、チェックを行うよう改めている。</p>
<p>(イ) 領収証の管理について</p> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書 1 4 3 ページ)</p>
<p>現金入金のなかには、印刷代使用料、パソコン使用料があり、領収証を発行しているものがある。</p> <p>領収証には事前に連番が付してあるが、その連番管理としての受け払い帳簿は作成されていない状況であった。また、年度が替われば、連番も替えているとのことであるが、未使用領収証の回収も行っていない状況であった。</p> <p>領収証の管理が、上記のような状況のままであると、使用者から現金を受け取りながら勝手に自分で領収証を発行したものの、その領収証（控え）を残さないことによる横領も可能になる。勝手な領収証使用による横領・疑義を防ぐためにも適切に管理する必要がある。</p>	<p>監査指摘後、財団において現在発行している全ての領収書の一覧表（受け払い帳簿）を作成するなどし、管理を行っている。また、決算確定後は使用した領収書綴りは回収し、未使用分については、穴をあけるなどして保管する予定である。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>現金管理に附随して、領収証の管理を行うべく、領収証の購入から連番帳簿の受け払い記録、未使用領収証の回収・廃棄まで領収証の管理も行うべきである。</p>	
<p>団 体 名</p>	<p>河川砂防課</p>
<p>関 係 所 属</p>	<p>財団法人嘉瀬川水辺環境センター</p>
<p>嘉瀬川の水辺環境の整備について (7) ゴルフ場以外の施設利用の把握について 【監査意見】</p>	<p>(報告書157ページ)</p>
<p>当該ゴルフ場敷地内には、ゴルフ場以外の利用施設として、従前はソフトボール場として利用できる程の広い敷地があり、現在はレクリエーション等、主にグランドゴルフ場として利用されている。</p> <p>その利用に当たっては、原則、予約使用申込書の様式に記入してもらっているが、盆・正月等の恒例の行事については、予約使用申込書の記入はなく、特に記録として残されていない状況であった。</p> <p>また、予約使用申込書の綴りファイルにしても、利用日付順、年度順にファイルされているわけでもなく、順不同に綴られている状況であった。</p> <p>当該財団法人は、目的の一つである「嘉瀬川の水辺環境の整備に関する事業」を手掛けており、その一つでもある「無農薬敷地施設の利用」の利用状況については、少なくとも年度別にどの程度の利用があり、どのような利用者がどのような利用をしているかの情報を整理しておく必要があるものと考えられる。</p> <p>ちなみに、予約使用申込書による件数は、平成20年度3件、平成21年度5件、平成22年度6件、平成23年の10月までは3件で、いずれもグランドゴルフとしての利用目的であった。</p> <p>今後、一般財団法人として「公益性」をもつ“敷地施設の利用”についての利用状況を把握しておくためには、電話予約あるいは当日申し込みであっても、全て予約申込書へ記入して記録を残し、利用日が重複しないようにするためにも日付順に綴り、年度別の利用状況の推移を把握すべく、年度別利用状況表なり、情報を整理しておくことが必要と考え</p>	<p>監査意見のとおり、利用状況を整理するよう指導した。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
る。	
<p>その他、措置状況以外について</p> <p>(イ) 事業報告書に関して</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	(報告書158ページ)
<p>水辺センターの寄附行為第4条には、水辺センターが行う事業として上述の、①嘉瀬川の水辺環境の整備に関する事業、②嘉瀬川の高水敷内におけるスポーツ・レクリエーション施設の管理及び運営に関する事業、③その他この法人の目的を達成するために必要な事業、の3つが書かれている。</p> <p>しかし、水辺センターは従来から事業報告書に、②を根拠とする「嘉瀬川リバーサイドゴルフ場」の管理運営事業に関する事しか記載していない。不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業の中心であるべき①の事業については、より詳細に記載すべきである。この記載は一般財団法人への移行認可の準備としても欠かせないことであり、平成23年度の事業報告書から記載できるよう早急に準備する必要がある。</p>	<p>監査意見のとおり、①の公益目的事業に関するより詳細な記述を平成23年度からの報告書へ記述するように指導した。</p>
<p>(ウ) ゴルフ場の広報のあり方について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	(報告書159ページ)
<p>嘉瀬川リバーサイドゴルフ場は県有施設ではなく、水辺センターが国の所有地を借り受け、金融機関の融資によって9ホールのコースを造成して自主的に管理・運営する施設である。現在、佐賀県はセンターにとって主務官庁という位置付けであるが、平成20年12月に施行された公益法人制度改革の主眼の1つが主務官庁制の廃止であるため、水辺センターが一般財団法人に移行した時点で主務官庁としての佐賀県との関係は見直さざるを得なくなる。</p> <p>現在水辺センターは、プレー料金、営業時間、定休日、各種特典、約3ヶ月の予約状況などを広報する手段として、佐賀県庁のホームページの中に「嘉瀬川リバーサイドゴルフ場のご案内」というページを置いている。しかし、上述したように近い将来主務官庁との関係を根本的に見直す必要が生じるため、水辺センターは佐賀県に頼らない広報のあり方について早急に検討する必要がある。</p>	<p>出資団体として広報の協力は今後とも続けているが、独自ホームページの開設を含め、広報のあり方についても検討を行うよう指導をした。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
団 体 名	財団法人佐賀県教育文化振興財団
関 係 所 属	社会教育・文化財課
現金の管理について (7) 釣銭用現金 【監査意見】	(報告書164ページ)
<p>少年自然の家では、経費支払用の小口現金は所持しておらず、釣銭用現金を所持するのみ（北山 30千円、黒髪・波戸岬 20千円）。</p> <p>釣銭用現金の有高は、月中は担当者が随時（北山では週に 2～3 回）確認し、月末には責任者（企画主任）も確認して現金確認表（金種表）が作成され、責任者の承認印が押印される。なお、月中の確認の際には、付箋に日付と担当者印が押印されるのみで、現金確認表（金種表）は作成されていない。</p> <p>現金の有高は釣銭用で一定額であっても、不正を防止するとともに、責任の所在を明らかにするため、担当者は毎日確認し、現金確認表を作成・押印することが基本と考える。業務の都合上、毎日確認することが困難である場合でも、確認の都度、現金確認表を作成して担当者印を押印することが望まれる。また、月末の現金確認表には、責任者の承認印だけではなく、担当者印も押印する必要がある。</p> <p>なお、黒髪・波戸岬の現金確認表・通帳コピー・収入報告書・支出報告書は各月毎に保管されているが、波戸岬の平成 22 年 8 月分一式がファイルに綴じられていなかった（保管されていなかった）。保管もれが生じた原因を明らかにし、今後保管もれが生じないように、適切な文書管理を行う必要がある。</p>	<p>釣銭用現金確認表については、確認した担当者印を押印した金種別の現金確認表を作成することを基本とし、特に月末の現金確認表には、確認後、責任者である副所長または企画主任及び担当者が押印することとした。</p> <p>財団法人佐賀県教育文化振興財団が指定管理者となっている黒髪少年自然の家及び波戸岬少年自然の家からは、同財団事務局（北山少年自然の家）に、毎月、収入報告書、支出報告書及び現金確認表と通帳のコピーが提出されているが、波戸岬少年自然の家に係る平成 22 年 8 月分の一式がファイルに綴られていなかったことについて、同財団事務局が調査したところ、波戸岬少年自然の家には財団事務局あてに送付した記録があることから、財団事務局で誤って処分してしまったものと考えられる。</p> <p>については、今後の適切な書類の処理、保管、保管状況の確認について徹底を図ることとした。</p>
(i) 利用料金 【監査意見】	(報告書164ページ)
<p>利用料金等（主催事業等の料金も含む）を収受した場合には、先方に渡した領収書（連番管理）の控えに基づき利用料金補助簿に記載するとともに、金庫に保管する。利用料金等は、2～3 日毎に財団の普通預金口座に入金される。</p> <p>平成 22 年 9 月の利用料金補助簿と領収書控えを照合したところ、利用料金補助簿の記載で書き損じた領収書の処理が不明確になった（×記載等なし）</p>	<p>今後は、少年自然の家全職員を対象に領収書発行に関する一連の事務要領など会計事務についての研修を実施し、全職員に周知徹底を図ることとした。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>上に、書き直した領収書の番号を誤って記載している例が見られた（このため、領収書の番号にダブリ、欠番あり）。</p>	
<p>各少年自然の家が所有する預金について 【監査意見】</p>	<p>（報告書170ページ）</p>
<p>所長及び副所長に質問するとともに、預金関連帳簿、預金通帳を閲覧した結果、北山は事務局の預金で対応し、黒髪は200千円、波戸岬は300千円の定額前渡預金に変更されていることが確認された。</p> <p>ただし、経費支払い口座は、利用料金を入金する口座と同一の口座を使用されているが、波戸岬については利用料金の受払と経費の受払を区分して記帳管理していないため、定額にするための要入金額が帳簿上明らかになっていない。利用料金の受払と経費の受払を明確に区分して記帳管理することが望まれる。</p>	<p>波戸岬少年自然の家についても、北山及び黒髪少年自然の家と同様に利用料金の受払と経費の受払を明確に区分して記帳管理することとした。</p>
<p>「北山少年自然の家」の備品管理について ハ、現物実査について (ア) 備品管理簿（備品一覧表）と現物照合の記録文書の保存について 【監査意見】</p>	<p>（報告書173ページ）</p>
<p>措置状況では、県から提示された備品管理簿（備品一覧表）（以下、「一覧表」という。）と現物との確認作業を毎年実施するとともに管理台帳の更新を実施しているとのことであったが、実際は毎年実施しているにも拘らず、いつ、誰が、どのようにして実施して、その結果がどうであったか等、実施時の現物照合結果の原始記録文書は廃棄されて残っていない。県から当財団への一覧表の提示は平成22年7月であり、直近での平成22年11月10日に2人一組で実施した旨の個人的メモ書きがある程度ということであった。</p> <p>また、一覧表には9か所の棟・場所別の大区分があり、各備品の数とその区分毎に記入されているが、その数の横に中区分とも言うべき設置場所が手書き記入されている状況である。</p> <p>しかしながら、実際には下記事項のとおり、一覧表と現物の相違が散見されており、実施した現物照</p>	<p>今後は、確認作業を実施した時に担当者がチェックした原始記録文書をはじめとする照合書類・資料について保存するとともに、確認作業を行った職員の氏名、実施年月日も記録として残すこととした。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>合の点検が出来ない状況となっている。</p> <p>前回の監査でも指摘しているように、現物照合結果の記録を根拠に管理簿ないし一覧表を改訂し、次年度はその改訂された一覧表を基に現物管理していくものであるため、原本たる実施した時の照合書類・資料は残しておくべきである。</p>	
<p>(イ) 現物照合後の異動記録について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書 173 ページ)</p>
<p>備品として一覧表に記載されている総数は、平成 21 年度は 173 点で総取得金額は 21,675 千円であったが、平成 22 年度の一覧表では 171 点で数は 2 点少なくなっているものの、総取得金額は 22,078 千円と 403 千円多くなっていた。</p> <p>その増減の内容は一覧表では一見しての判明はできなかったが、結果として、取得金額なしの備品が 8 点減少し、6 点で 403 千円が取得による増加であった。</p> <p>前回の指摘後、せつかく一覧表で「異動状況」欄及び「点検結果」欄を設けているのに記入がなく、欄外に減少理由が記入されている。</p> <p>「異動状況」欄を利用する場合には、その欄に「減少の旨・異動日時」を記載し、記載欄が少なければ、別に「減少した備品」項目を設けて記載し、新規取得備品についても、「新規の旨・取得日」を記載し、別に「新規取得備品」項目を設けて記載する等、一見して、異動状況がわかるように工夫することが必要である。</p>	<p>備品管理簿（備品一覧表）は、前回の指摘後に、県において改善し、財団に提示し、それに基づき、財団及び県により確認作業を行っている。</p> <p>今後、減少や新規取得などの異動状況がわかるようさらに工夫した様式とするよう検討する。</p>
<p>(ウ) 備品の不良品処分について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書 174 ページ)</p>
<p>現物照合の結果等により、備品が不良品となった場合は、備品の不用処分簿の様式に記載の上、財団が起案し県の教育委員会の承認を取って処分されるが、当監査時点（平成 23 年 9 月 21 日）での備品の不用処分起案書（平成 23 年 7 月 27 日起案）添付の「備品の不用処分簿」では、下記のとおりの問題点が散見された。</p> <p>《一覧表との表示相違について》</p> <p>備品の不用処分簿では、品名「食堂イス」、分類</p>	<p>これまで、台帳上の記載が「食卓セット」となっ</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>番号「1-3-4」、数量「51(脚)」、価格「記載なし」、購入年月日「S62. 4. 1」、処分理由「修理不能となり使用困難なため」と記載されているものが、一覧表では、分類番号「1-3-4」、年月日「S62. 4. 1」、品名「食卓セット」、数量「25(セット)」、供与高「単価 81,200」、管理内訳「食堂棟」と記載されており、品名と数量が一致していない。</p> <p>従って、食卓イス 51 脚を廃棄した後の一覧表の記載はどうか疑問である。また、同時期に新たに 51 脚購入する場合、食卓セットは一致することになるが、51 脚の新しいイスの購入日、金額は表記されないことになり、備品管理としては不備になってしまう。</p> <p>今後、食卓イスあるいは食卓テーブルの入れ替えが発生することも考えられ、備品管理上、その新旧入れ替えの推移がわかるように、食卓テーブルと食卓イスを別区分とする等、表示方法を工夫することが必要である。</p> <p>《不良品の判明不備について》</p> <p>備品の不用処分簿では、品名「冷水機」、分類番号「7-26-11」、数量「1」、価格「84,000」、購入年月日「H11. 3. 18」、処分理由「部品がなく、修理不能であり使用不可のため」と記載されているものが、一覧表では、分類番号「7-26-11」、年月日「H15. 3. 31」、品名「冷水機」、数量「2」、供与高「単価 84,000」、管理内訳「数量 1 管理棟倉庫」及び「数量 1 談話室廊下」と記載されており、2 個ある内、どちらの棟のものが不良品であるのか第三者には判明しない。</p> <p>どちらのものが不良品であるのか第三者にもわかるように、不用処分簿には設置場所がわかるような欄を設けるべきである。</p> <p>また、一覧表には、備考欄に「H11. 3. 18 購入」と記載されているので、確かに購入した日付は判明できるが、そもそも「年月日」とは“取得”年月日とすべきで、備考欄の方には、記載事項以外の購入先名等を記載すべきである。</p>	<p>ていたものを、「食卓テーブル」と「食卓イス」に分離し、そのうえで、イス 51 脚について、不用処分の手続きをした際に、品名及び数量が一致しないという状況を改善した。</p> <p>このことについては、北山少年自然の家の指定管理者である財団にも通知したところである。</p> <p>今後、不用処分の対象となった備品が明確となるよう不用処分簿に設置場所を記載し、備考欄に記載事項以外の購入先店名を記載することとした。</p> <p>なお、財団が委託費で購入した備品は、県の規則上は、財団からの購入報告を受理した日で、備品一覧表へ記載することになっている。そのため、財団の購入年月日を備考欄に明記している。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>《不良品の漏れについて》</p> <p>備品の不用処分簿にはあげられていないが、前回指摘した監査時点で不良品として判明した備品が、一覧表では、分類番号「14-65-12」、年月日「S62.4.1」、品名「芝刈機」、数量「1」、供与高「単価 149,000」、管理内訳「数量1 管理棟下倉庫」と記載されたままとなっている。</p> <p>当該芝刈機は、現物を見れば一見して不良品であることが判明できるものである。そのような物が、不良品としてあがっていないということを見ると、現物照合が毎年適切に行われているか疑問だと言わざるを得ない。</p>	<p>財団から提出された「北山少年自然の家」備品の不用処分対象備品に「芝刈り機」の掲載はなく、現物照合が現品の有無にとどまり、必要とされる機能を有しているかどうかについて確認されていなかったために生じたものである。</p> <p>今後の現物照合の際には、必要な機能を有しているかについてもチェックするよう改善する。</p>
<p>(エ) 現物照合方法の不備について</p> <p><b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書175ページ)</p>
<p>備品一覧表と現物の照合については、実施要領としての文書はなく、備品一覧表を基に財団担当者が実施しているとの事であったが、実際は上記のとおり、不備な点が散見されている。</p> <p>その原因として、備品一覧表と現物との照合についての指示も十分でないこと、実施する方も、どういったチェックをしているのか曖昧なまま、一覧表と現物の有無を漫然と確認していることが考えられる。</p> <p>財団は、県の財産を預かって使用しているものであるから、紛失・損壊・不良となっていないか等の点検が必要であり、責任を持って資産管理を行わなければならない。県としても、県保有の財産を預け契約によって管理委託を行っているものであるから、資産の状況は明確に把握しておくべきである。</p> <p>委託者、受託者双方とも、備品管理についての実施方法が認識不足と考えられるため、以後、現物照合を実施する際には、事前に、実施時期、実施時間、実施方法、実施場所単位の実施者及び立会者等についての実施要領を作成し、実施者に実施方法を十分伝えて、効率的かつ効果的に行うことが必要である。</p> <p>また、繰り返すことになるが、現物照合後もその結果を次回に反映させるために、実施した資料はす</p>	<p>財団に対し、指定管理者として、県の財産を預かって使用しているのであるから、紛失・損壊・不良となっていないか等の点検が必要であり、責任を持って資産管理を行わなければならないことをあらためて指導するとともに、今後、県において、今回の指摘を踏まえ、事前に、実施時期、実施時間、実施方法、実施場所単位の実施者及び立会者等についての実施要領を作成し、実施者に実施方法を十分伝えようとして実施することとする。</p> <p>また、現物照合の際のチェックに使用した「原始記録文書」をはじめとする資料はすべて保存するようにする。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>べて保管し、第三者に理解できるような結果記録を残しておくべきである。</p>	
<p>団 体 名</p>	<p>佐賀県住宅供給公社</p>
<p>関 係 所 属</p>	<p>建築住宅課</p>
<p>各種引当金等の計上について イ. 団地整備引当金、災害復旧工事引当金 (イ) 特定準備金及び住宅宅地分譲事業準備金の貸借対照表の表示並びに財務諸表の「重要な会計方針の注記」について <b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書 185 ページ)</p>
<p>平成 20 年度以降の財務諸表の「重要な会計方針の注記」には「特定準備金の計上基準」が記載されており、平成 18 年度以降、貸借対照表にも当該科目が掲記されているものの金額は「－」でゼロ表示であるのみならず、会計基準において特定準備金そのものが削除されており、現在この科目を計上することはできなくなっているものと解される。 したがって特定準備金に関する記載は、貸借対照表上も注記も削除すべきである。</p>	<p>貸借対照表及び、財務諸表の重要な会計方針の注記から、特定準備金に関する記載を削除するよう指導する。</p>
<p>備品等の会計処理について (イ) 償却資産の減価償却方法について <b>【監査意見】</b></p>	<p>(報告書 186 ページ)</p>
<p>a. 住宅公社は、減価償却の計算に関して法人税法の規定を準用しているということである。法人税法では、残存価額は平成 19 年 4 月 1 日以後取得分から廃止され、耐用年数経過時点に残存簿価 1 円まで償却ができることとされているが、住宅公社は、従来どおりの残存価額（取得価額の 10%）及び償却可能限度額（取得価額の 95%相当額）で計算しているため、計算方法を改める必要がある。 b. 会計処理上及び減価償却計算上の取得価格は、消費税込であるにも拘らず、重要な会計方針の注記には税抜方式と記載されており、「税込方式」と修正する必要がある。</p>	<p>a. 減価償却の計算方法については、法人税法に定められた通りの方法で行うよう指導する。 b. 「税込方式」に修正するよう指導する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
措置状況の確認以外について (7) 地方住宅供給公社会計基準に準拠性 <b>【監査意見】</b>	(報告書 187 ページ)
以下の会計処理及び財務諸表の表示は、地方住宅供給公社会計基準に準拠していないため改める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要のない剰余金計算書が作成されている。</li> <li>・会計基準では最小科目とされている利益剰余金を、さらに法定準備金と当期利益に区分している。</li> <li>・特別損失の固定資産等評価損は、分譲事業資産等評価損が正しい勘定科目と考えられる。</li> </ul>	会計基準に準拠した表示に改めるよう指導する。
(4) 基本財産について <b>【監査意見】</b>	(報告書 187 ページ)
住宅公社の定款第 19 条では、以下のとおり規定している。 1 この地方公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。 2 この地方公社の基本財産の額は、500 万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。 佐賀県 500 万円 3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。 住宅公社の財産目録を見ても、基本財産に該当する資産はどれなのか特定できなかつたが、担当者から流動資産の定期預金の中に含まれているという説明を受けた。 定款が求める基本財産管理のあり方は、取り崩すことなく確実に維持されていることが容易に確認できる状態であることと考えるが、現状は 500 万円以上の資産であればどの資産でもその中に基本財産が含まれているという説明が可能であり、定款第 19 条第 3 項の規定は設ける意味のない規定と言わざるを得ない。このような状態では「安全かつ確実な方法により管理され、取り崩されていない」とは言えないため、基本財産と容易に理解できるように	基本財産と容易に理解できるよう、他の資産と区分して管理するよう指導する。

監査結果及び意見	措置の内容
明示していることが必要と考える。	
団 体 名	佐賀県土地開発公社
関 係 所 属	土地対策課
措置状況の確認以外について 基本財産について 【監査意見】	(報告書198ページ)
<p>土地開発公社の定款第18条は、以下のとおり規定している。</p> <p>「1 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。</p> <p>2 基本財産の額は、3千万円とする。</p> <p>3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。」</p> <p>土地開発公社の財産目録を見ても、基本財産に該当する資産はどれなのか特定できなかつたが、担当者から流動資産の現金預金の中に含まれるという説明を受けた。定款が求める基本財産管理のあり方は、取り崩すことなく確実に維持されていることが容易に確認できる状態であることと考えるが、現状は3千万円以上の資産であればどの資産でもその中に基本財産が含まれているという説明が可能であり、定款第18条第3項の規定は設ける意味のない規定と言わざるを得ない。</p> <p>このような状態では「安全かつ確実な方法により管理され、取り崩されていない」とは言えず、基本財産と容易に理解できるように明示していることが必要と考える。</p>	<p>基本財産は流動資産の現金預金や他の定期預金等と区別し、額面3千万円に相当する定期預金等として管理するよう指導した。(土地開発公社は、平成24年1月27日付けで民間の金融機関3行に額面1千万円の定期預金をそれぞれ1口ずつ新たに開設した。)</p>
団 体 名	財団法人佐賀県国際交流協会
関 係 所 属	国際交流課
事業内容について (イ) 賛助会員広報事業について 【監査意見】	(報告書212ページ)
<p>国際交流協会(以下「協会」と言う。)の平成22年度の団体賛助会員は35団体であった。平成23年度にはあらたに5団体が入会したものの、11団体が退会したため結局6団体の純減となっている。この結果は、協会の賛助会員募集活動不足が原因である</p>	<p>これまでの賛助会員の募集の方法では会員の大幅な増加は見込めないという御指摘を踏まえ、募集活動時における公益性の説明や魅力ある講座の紹介など、熱意を持って行い、会員確保に努めたいと考えている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
<p>と考えられる。</p> <p>今回の外部監査に際して、協会から平成 20 年度から賛助会員広報事業を開始し、より直接的な広報や収入確保に努めている、という説明を受けたが、ホームページや会報に掲載する方法に限られているように見受けられる。賛助会員の期間が終了した場合、直接面会して更新のお願いするのではなく、次の会報に継続のお願いの案内をするのみであるため、賛助会員の歩留まりは協会が期待するほど高くない。これは、協会の待ちの姿勢に原因があると思われる。</p> <p>非営利組織は、賛助会員の会費を増やすことにより財源を確保し、その活動範囲を拡大、活発化するのが自然な形であり、通常は、積極的な新規賛助会員の募集を行い、既存の賛助会員に対しては通常翌年度も熱心に会費納入のお願いをするものであるが、協会では待ちの募集活動しかされていない。通り一遍の事務的なお願いだけを行って賛助会員の善意を期待しても、現実的には協会が考えるほど熱意が伝わらない。現下の厳しい経済状況のもとで、非営利組織に対する寄附や賛助会費の支出を決断させるのは、事業の高い公益性の説明と役員・職員の熱意の伝え方の二つと言える。協会は特に後者に力を入れる必要があると考える。</p>	
<p>(ウ) 賛助会費の会計処理について</p> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書 2 1 3 ページ)</p>
<p>現状、賛助会費を収受した際に振込手数料などを控除した金額を収入に計上されている。</p> <p>収支の状況をより適切に表すため、また賛助会員ごとの会費の積み上げと一致させるため、賛助会費と手数料は両建て計上（賛助会費は正規金額で収入計上し、手数料は別途支出計上する）すべきである。</p>	<p>これまでは振込手数料についての歳出予算を組まず、差引額のみを賛助会費収入として予算を組んでいたが、ご指摘のとおり来年度予算からは、賛助会費と振込手数料を別々に歳入・歳出予算として計上するように改める。</p>
<p>団 体 名</p>	<p>財団法人佐賀県緑化流通センター</p>
<p>関 係 所 属</p>	<p>森林整備課</p>
<p>財団の収支計算書について</p> <p>(イ) 財務諸表の注記について</p> <p>【監査意見】</p>	<p>(報告書 2 3 2 ページ)</p>
<p>財務諸表の「重要な会計方針の注記」にはリース</p>	<p>財団法人佐賀県緑化流通センターに対して、今</p>

監査結果及び意見	措置の内容
取引の処理方法も記載する必要がある。緑化流通センターはトラックや事務機などに関してリース契約を締結しており、今後その注記を行う必要がある。	後、財務諸表の「重要な会計方針の注記」にリース取引の処理方法も記載するように指導したところである。